児童虐待死亡事例等検証部会 開催状況

1 部会開催内容(協議内容)

児童虐待により子どもの心身に重大な被害を受けた事例が発生した場合における、万全な事例検証体制の構築を図るため、検証実施のあり方や検証する事例の基準等について、 当部会で協議を行い、以下のとおり取りまとめた。

(1)検証実施体制について

検証は前年度1年間で発生した児童虐待による死亡事例・生命の危機がある重篤事例を翌年度初回の部会において検証実施の要否を判断する。ただし、特に重大性、緊急性が高く、早急に検証が必要と認められる事例については、即時に検証を実施する。

令和2年度は、即時検証を実施する必要がある事例が発生した場合のみ、検証を実施。

(2)検証実施基準について

裏面「別添」のとおり。

即時検証を実施する事例について

虐待の可能性が確実または、可能性が高い死亡事例については、即時検証とする。

年度初回に検証の要否を選定する事例について

虐待の可能性が高いとまでは言えない死亡事例及び生命の危機がある重篤事例については、年度内で事例を収集し、翌年度初回の部会において検証の要否を決定する。

事例を振り返ることによって、今後の区における再発防止策等を講じる余地がある事例について、 検証を実施する。

捜査や公判状況、事例の内容、子どもの状況等を総合的に考慮し、検証実施の要否・検証時期を判断する。

(3)その他

その他、検証すべき事例を把握するための取組みについて、意見交換を実施した。

2 開催回数(令和2年度)

2回(検証事例数0件、その他協議を実施)

児童虐待死亡事例等検証部会 検証実施基準

O児童相談所及び子ども家庭支援センターは、以下の基準に基づき、児童相談支援課に事例を報告する。

生命の危機あり (※2)	死亡事例	虐待可能性 虐待の重症度 (※1)
年度初回に選定	即時検証	4 (確実)
年度初回に選定(※3)	即時検証	3B (可能性高)
年度初回に選定 (※3、※4)	年度初回に選定 (※3、※4)	3A(可能性中)
年度初回に選定(※3、※4)	年度初回に選定 (※3、※4)	2 (可能性低)

- ※1 虐待可能性は(別紙)「虐待可能性カテゴライズの指標一覧」による。
- × 「身体的虐待」等による、生命の危険に関わる受傷、「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があるもの。
- <u></u>% 事例を振り返ることによって、今後の区における再発防止策等を請じる余地がある事例について、検証を実施する。
- **%** 捜査や公判状況、事例の内容、子どもの状況等を総合的に考慮し、検証実施の要否・検証時期を判断する。

虐待可能性カテゴライズの指標一覧

カテゴリー	カテゴリー名と詳細
4 可能性確実	虐待により死亡、重篤状況に陥ったと判断される事例
	・加害行為の第三者目撃がある事例
	・虐待行為の自白を認めた事例
	・養育者が意図的に生命にかかわる養育上のケアを怠った事例
	・虐待以外では医学的に説明し得ない状態である事例 など
	死亡、重篤状況に陥った要因が、事故、内因の可能性も否定できないが、
	虐待の可能性が臨床的に高い事例
	・医学的に事故、内因では説明しがたい病態・状況を呈し、虐待を強く疑うが断定に
	は至らない事例
3 B	・事故や内因でも、継続的に監護を怠るネグレクトや医療ネグレクトなどで社会的介
可能性高	入が開始されていた事例 など
	子どもの健康・安全への配慮を怠ることによる事故や受診の遅れによるものでも過失
	度合いが極めて高い事例はここに含む。複数の同胞が不詳死や原因不明の事故くりか
	えしていたり、親子分離(短期の一時保護は除く)があるなど、極めて社会的リスク
	を有する要因が不明確な事例はここに含める。
3 A 可能性中	死亡、重篤状況に陥った要因が、事故、内因の可能性もあるが、虐待の
	可能性も臨床的に疑われる事例
	・臨床的に虐待を疑うが、事故、内因に比し明らかに可能性が高いとは判断しがたい
	事例 など
	監護不十分な状況で死亡した事故死や、管理不良であった内因死等はここに含む。同
	胞に不詳死を認めていたり、高い社会的リスクを有するが要因が不明確な事例はここ
	に含める。
2 可能性低	死亡、重篤状況に陥った要因が、事故や内因の可能性が高いが、虐待の
	可能性も否定できない群
	・呈する医学的状態は養育者の語る受傷機転とおおむね合致するが、目撃者がいな
	い事例
	・医学的に内因死の病態で説明できるが、社会的に何らかのリスクを有する事例 な
	ど
1	虐待により死亡、重篤状況に陥った可能性は否定される群
可能性なし	・第三者目撃があり確実に事故と判断される事例
	・医学的に完全に内因性の病態に合致し、社会的リスクもない事例 など

(参考)「都道府県・指定都市・特別区・児童相談所設置自治体子ども虐待重大事例検証の手引き」より一部 内容修正